

電話詐欺の手口⑦（預貯金詐欺）

役所職員、金融機関職員騙りパターン

市役所職員役 ～「もしもし、〇〇市役所の〇〇ですが、^①年金（保険料）の過払金があります。」
「〇万〇千円が返金されます。」

銀行協会職員役^②「本日中に手続きをしないと返金することが出来ません、銀行協会の者に代わります。」
「返金するためにはキャッシュカードが必要ですので手元に用意してください。」
「今使用しているキャッシュカードは古いので、新しいカードに交換が必要です。」

^③「古いキャッシュカードの暗証番号を教えてください。」
「ちょうど近くに職員がいるので、今から^④古いカードを回収に伺います。」
「封筒にキャッシュカードを入れてのり付けしておいてください。」

～その後、回収役がキャッシュカードを受け取り、現金を引き下ろす～



ワンポイント解説です

不審点①

年金（保険料）の過払金があります。

見破りポイント①

還付金や過払金について、公的機関はまずは書面で通知します。

不審点②

返金には、キャッシュカードが必要です。

見破りポイント②

キャッシュカードがなければ返金されないのは不審です。
キャッシュカードの作成は任意です。

不審点③

暗証番号を教えて欲しい

見破りポイント③

相手が誰であれ「暗証番号を教えて」は「詐欺」です。
暗証番号は、絶対に他人に教えてはいけません。

不審点④

職員がキャッシュカードを回収に行く

見破りポイント④

金融機関職員が古いキャッシュカードを回収することは不審です。
キャッシュカードの廃棄は、通常所有者がハサミで切断することによります。

※ 電話を切ったら、すぐに市役所に電話して確認しましょう。